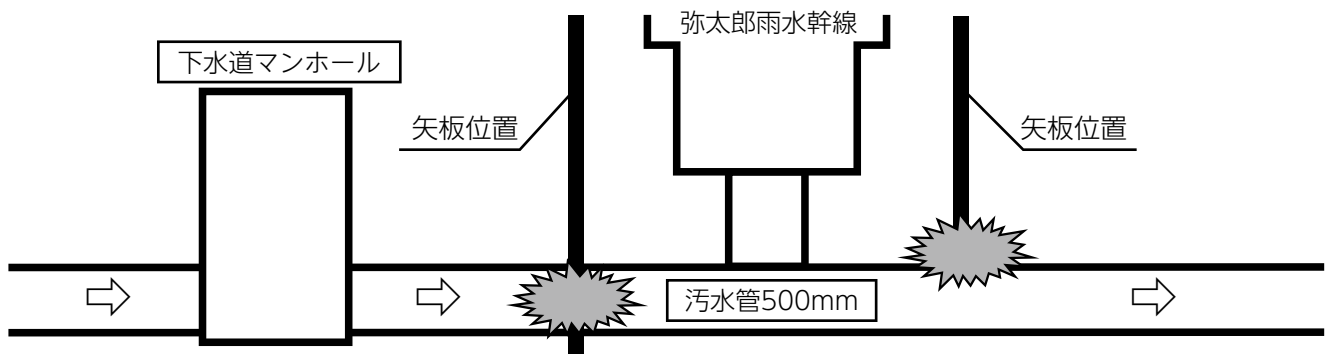


汚水管損傷事故

(負担割合) 町4割、設計者5割、施工者1割

—可決—

平成25年10月22日に発生した、町道6号線（河原町工区）道路築造工事での、松伏汚水272号線損傷事故により、町が負担した復旧費用30,285,150円に対して、その事故の責任割合は町4割（12,114,060円）、設計者5割（15,142,575円）、施工者が1割（3,028,515円）の支払義務があることを認めるという和解に至った。尚、町長は町民に対する道義的責任を明確にするため、町長の平成26年10月分給与を10%減額した。



問 この事故に関する調査委員会の調査報告では、町の過失割合が6割から7割、設計者は3割から4割、施工者が1割であったが、今回の和解割合が、町4割、設計者5割、施工者1割となった。その減額の経緯は。

答 町長 調査委員会には公平、公正な立場で原因究明をしていただいた。その中で責任の割合については、町の財政を預り、負担を減らすのが私の仕事であり、根拠を述べて施工者設計者に相談した。結論として町4割、設計者5割、施工者1割の和解に至った。

問 責任割合について、調査委員会の報告と町の根拠について矛盾を感じる。

答 まちづくり整備課長 責任割合の問い方としていろいろあると思うが、町は設計段階から施工段階と一貫してかかわっていることで委員会では責任が重いとされたが、事故原因は設計段階で起きており、原因者に少なくとも責任は半分あるだろうということで事故調査委員会の意見を参酌しつつも、この形に決まった。

問 事故調査委員会を立ち上げ、今回の和解に至

った。この事故を通して教訓はなにか。

答 まちづくり整備課長 事故を回避する機会があったと事故調査委員会の報告書が述べており、再発防止に向けての取り組みとして二度とこのような事故が起きないように、チェック体制や、監督体制の強化と職員の技術力の向上に努める。これが一番の教訓だと考える。

問 今回の事故に町長は自らの責任として、10%を1ヶ月減額する提案だが他の市町村で同じような事例はあるのか。また、10%1ヶ月削減の根拠はなにか。

答 副町長 町長給与の減額を10%を1ヶ月とした事例はなかったが、埼玉県内の市で電話会社の埋設物を市が把握してなく、移転費用約3000万円を市が負担するという案件では、市長・副市長とも減額10%3ヶ月の事例があった。また、別の例では市の責任はあったが、市長・副市長の給与の減額は行ってないという事例もあった。このような事例を鑑み、今回町長の給与を10%1ヶ月減にした。